

令和6年度第1回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	令和6年7月31日(水):TV会議(オンライン開催)		
委員	塚本隆文(元兵庫県代表監査委員) 興津征雄(神戸大学大学院法学研究科教授) 川島富士雄(神戸大学大学院法学研究科教授) 白子雅人(弁護士) 大内美香(公認会計士)		
対象期間	令和5年12月1日から令和6年3月31日まで		
事務局報告			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	575件	対象期間中の指名停止件数	7件
対象工事の契約金額合計	39,020,191千円	対象期間中の資格制限件数	2件
対象工事の平均落札率	91.5%	対象工事:対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		4件	
うち	一般競争入札	0件	
	公募型一般競争入札	1件	
	制限付き一般競争入札	1件	
	指名競争入札	1件	
	随意契約	1件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	事務局報告 令和5年度第3回兵庫県入札監視委員会会議 の議事概要について	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等 について (令和5年12月1日から令和6年3月31日 までの入札・契約状況)</p> <p>・指名停止について、契約を履行しながら履行 しなかったものが2件ある。あまりあるケース ではないと思われるが。</p> <p>・随意契約で落札率100%の案件が多いが、この 場合の予定価格の決め方は、1社のみから徴し た見積りを根拠にしているのか。</p> <p>・1000万円程度の緊急小規模道路工事が目立っ ているが、年度末上の特徴と考えてよいか。</p> <p>・1000万円程度の緊急小規模道路工事の落札率 が99%前後に集中しているのが目についた。</p>	<p>・契約不履行については、年間1件あるか ないかである。今回の2件については、病 気とかで配置技術者が配置できなくなり工 事続行不能届けが出されたため、契約を解 除したものの。</p> <p>・単価は公表しているので、能力のある業 者がきちっと積算すれば予定価格はほぼ見 えてしまう。今回はそんな形で入れてきた と考えている。 ・県や国で単価を設定していないものにつ いては複数見積りをとり平均値を求めて単 価を設定することもある。</p> <p>・年度末に、翌年4月からの緊急小規模と いう、何か小規模修繕が発生したときに緊 急対応してもらう業者を決める入札を行っ ている。</p> <p>・地方によっては、業者の数が少ないとか 、24時間対応するにはそれなりの体制が必 要で経費もかかる、ということで落札率が 高くなることもある。</p>
3	議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議 について	
	(1) 公募型一般競争入札	
	中播磨県民センター（姫路土木事務所）発注 広畑青山線 道路改良工事	
	・入札金額は他に低い業者がいるが、評価値 をもって逆転したということか。	・入札金額と技術審査の評価点をトータルで 評価し、最終的には入札額が一番低いところ ではないところが逆転した。
	・入札金額と技術の評価値をどのように組み合 わせてその優劣を決めるのか。	・あらかじめ加算項目を決めておき、入札金額 とあわせた計算式により算定している。
	・調査基準価格は公表しているか。	・調査基準価格そのものは公表していないが、 計算式は公表している。

<p>・ どのような場合に契約変更するのか。低い金額で受注して、契約変更という手続きでトータルの金額を大きくするという事になってしまう懸念はないのか。</p>	<p>・ 新たな工種ができた、労務費の単価が改定されたなどの場合に契約変更を行う。それ以外にも現場の状況により必要な工種を追加した場合、必要な工期を確保するため工期の変更が必要となった場合にも変更契約を行う。</p>
<p>(2) 制限付き一般競争入札</p>	
<p>西播磨県民局（龍野土木事務所）発注 養父宍粟線 舗装修繕工事舗装修繕工事</p>	
<p>・ 失格者数が多いが、何か特殊性があるのか。</p>	<p>・ 今回のランダム係数が上振れしたことにより、ランダム係数適用後の最低制限価格が高くなったためと考えられる。</p>
<p>・ 契約変更の内容は。</p>	<p>・ 現場を調査した結果、業者から、長さを延長した方が落差の擦り付けがスムーズになるという提案があったため。</p>
<p>・ もともとの工事の計画時にその延長が必要だということは予見できなかったのか。</p>	<p>・ 予算の枠を想定した中で、切りのいいところで実施したということである。予算があればほかにも実施したい箇所はあった。</p>
<p>(3) 指名競争入札</p>	
<p>阪神南県民センター（尼崎港管理事務所）発注 尼崎西宮芦屋港 緊急小規模工事（上期・西宮芦屋）</p>	
<p>・ 入札参加者指名選定案の業者リストで、格付け等級の横に数字が記載されているが、この意味を教えてください。</p>	<p>・ 一般土木の場合、格付けはAからEまでの5つに分かれており、その中で等級があり5から95まで5刻みに細分されている。経審の成績とかいろいろな成績を合計したもので決まっていく。</p>
<p>・ 指名業者を10社にした理由は。</p>	<p>・ 指名競争については、250万以上1000万までの工事の場合指名業者数は10社とあらかじめ決めている。今回の場合Aランクの業者は20社あったが、遠方の業者を除きこれまでの入札の実績等を踏まえて10社を選定した。</p>
<p>・ 緊急対応が必要な案件が起こらなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>・ そういったことは今までなく、落下物の除去や、大雨で道路に穴が開くとか転落防止柵の破損など何かしらの事象は起きる。いざという事象が起きたときにすぐ動ける体制のために、契約をしておく必要がある。</p>
<p>(4) 随意契約</p>	
<p>産業労働部（国立県営兵庫障害者職業能力開発校）発注 空調設備緊急設置工事</p>	
<p>・ 随意契約の場合、予定価格は複数から見積りをとって作成していると聞いているが、今回のケースは？。</p>	<p>・ 制限付き一般競争入札で応募がなかったもので、その際に作成した予定価格により、工事を請けてくれる業者を探し見積りを依頼した。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・学校の運営経費負担は国と県との間でどのようになっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省と県との間で運営について委託契約を結んでおり、経費が支払われている。
<ul style="list-style-type: none"> ・昨年の6月に不具合が生じた時点で、昨年の夏に本当は間に合わせたかったが、手続きの問題で間に合わなかったということなのか、それともそれは織り込み済みで今年の夏までに間に合えばよいという考え方であったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算が付いていなかったため、昨年の夏はその都度業者に対応してもらいなんとかしのいで、秋冬の間に工事を実施した。
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。 	